

【漁業権番号】内共第14、15号
【関係漁業協同組合】長良川漁業協同組合

[illegible]

手釣・竿釣 (いかり掛け、どぼんこ、ガリをいう)	リールまたはリール竿の使用は禁止
友釣り	掛け針の数はイカリ 4 本以内、チラシ 3 本以内、リールを使用した鮎ルアーの使用可
たも網	たも網の口径は 40cm 以下

2 略

第4条 略

第5条 略

第6条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あゆ	手釣・竿釣・たも網	2,000 円	8,000 円	500 円
雑魚	手釣・竿釣・たも網	800 円	5,000 円	200 円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
鮎	18 歳以下	無料	無料	—
	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持)	1,500 円	6,000 円	500 円

手釣・竿釣 (いかり掛け、どぼんこ、ガリをいう)	リールまたはリール竿の使用は禁止
友釣り	掛け針の数はイカリ 4 本以内、チラシ 3 本以内、リールを使用した鮎ルアーの使用可

2 略

第5条 略

第6条 略

第7条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あゆ	手釣・竿釣	2,000 円	8,000 円	500 円
雑魚	手釣・竿釣	800 円	5,000 円	200 円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
鮎	18 歳以下	無料	無料	—
	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持)	1,500 円	6,000 円	500 円

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定

条ズレ修正

条ズレ修正

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網の遊漁料を規定

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第 1 項及び第 2 項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。

4 略

第9条 削除

3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 _____

4 略

(特定釣漁場)

第9条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の漁場において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間内に組合が開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

納付方法を
明確化する
ため
現場加算料
納付を明確
化するため

特定釣漁場
廃止のため

				<u>中学生</u> <u>1,200 円</u> <u>小学生</u> <u>700 円</u> <u>未就学児</u> <u>無料</u>		
(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 (1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 遊漁者は、第5条に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。 5 略						条ズレ修正
(遊漁承認証に関する事項) 第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 (1) 承認を受けた者の氏名、住所 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具・漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 4 遊漁者は、第6条に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。 5 略						条ズレ修正
						条ズレ修正

第10条 略

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

第12条 略

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

条ズレ修正

条ズレ修正